

土砂災害警戒区域等の指定（改正）案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定しようとする区域名称

- ・ 大内中（2）（126030065）

令和7年2月4日付け兵庫県公報第588号登載の該当公告（別紙1）に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	

3 公表資料の公表期間

令和7年2月28日から令和7年8月31日まで

兵庫県公報

令和7年2月4日 火曜日 第588号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	3
公 告	
○ 入札公告（災害対策課）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 入札公告（阪神南県民センター）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	12
○ 同 上（同）	13
病院局公告	
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施	13
教育委員会告示	
○ 指定技能教育施設の指定の解除	16
警察本部公告	
○ 入札公告	16
○ 落札者等の公示	19
○ 同 上	19
○ 同 上	19

告 示

兵庫県告示第62号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和7年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 医療法人愛和会 金沢病院 |
| | 所在地 | 神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号 |
| | 認定年月日 | 令和7年1月30日 |
| | 認定の有効期限 | 令和10年1月29日 |
| 2 | 名 称 | 医療法人康雄会 西病院 |
| | 所在地 | 神戸市灘区備後町3丁目2番18号 |
| | 認定年月日 | 令和7年1月30日 |
| | 認定の有効期限 | 令和10年1月29日 |



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大内中(2) (126030065)	朝来市山東町大内（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和7年2月5日（水）から同月19日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和7年2月19日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月28日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大内中(2) (126030065)	朝来市山東町大内（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和7年2月5日（水）から同月19日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和7年2月19日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月28日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ハローズ砥堀店
所在地 姫路市砥堀字梨ノ木185番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	佐藤利行

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	佐藤利行

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年9月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,070平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

143台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

88台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

100平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

55.3立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
------	------